

令和8年設楽町告示第25号

森林法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月21日

設楽町長 土 屋 浩

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

公安委員会規則

- 愛知県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 第4号 (情報管理課) 1
- 国家公安委員会の所管する法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則 第5号 (同) 2

告示

- 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 第268号 (水大気環境課) 2
- 解除予定保安林 第269号 (森林保全課) 2

警察本部告示

- 国家公安委員会の所管する法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の廃止 第1号 (情報管理課) 3

公告

- 落札者等の公示 (市町村課) 3
- 土地改良区定款の変更認可 (農地計画課) 3
(藤高土地改良区、福田悪水土地改良区、茶屋後土地改良区、上条用水土地改良区、海東土地改良区及び西福田土地改良区)
- 河川法に違反する船舶の除却の措置に関する公告 (河川課) 3
- 防犯カメラ等の設置工事に関する一般競争入札の実施 (保健体育課) 4
- 放置駐車処理端末等の賃貸借に関する一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 5

正誤

- 愛知県公報第692号 7

公安委員会規則

愛知県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

愛知県公安委員会委員長 中尾友紀

愛知県公安委員会規則第四号

愛知県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する



規則

愛知県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和七年愛知県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は第四条」を「から第六条まで」に、「申請等又は処分通知等」を「手続等」に、「方法」を「方法その他の情報通信の技術を利用する方法」に改める。

第三条の見出しを「（手続等の指定）」に改め、同条中「又は第四条」を「から第六条まで」に「方法」を「方法その他の情報通信の技術を利用する方法」に、「申請等又は処分通知等」を「手続等」に改める。

第四条の見出し中「による場合の手続」を「その他の情報通信の技術を利用する方法による場合」に改め、同条第一項中「又は第四条」を「から第六条まで」に、「申請等又は処分通知等（以下この項及び）」を「手続等（）」に、「申請等又は処分通知等」を「手続等」に改め、「電子情報処理組織」の下に「を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を加え「（除く。）を使用する方法」を「使用する方法を除く。」に、「における手続その他申請等又は処分通知等に関し必要な事項」を「等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第三条から第六条までの規定により、手続等を警察行政手続オンライン化システムを使用する方法により行われ、又は行う場合等については、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の規定の例による。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

国家公安委員会の所管する法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年五月十九日

愛知県公安委員会委員長 中尾友紀

愛知県公安委員会規則第五号

国家公安委員会の所管する法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

国家公安委員会の所管する法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和三年愛知県公安委員会規則第三号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

告 示

愛知県告示第268号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和8年5月19日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除に係る形質変更時要届出区域
刈谷市東新町三丁目302番、303番、304番、306番、307番、308番1、308番2及び309番の各一部（令和8年愛知県告示第10号により指定した区域）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 1の区域の全部において2及び3の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

愛知県告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年5月19日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所
北設楽郡設楽町八橋字大野1の12（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため

警察本部告示

愛知県警察本部告示第1号

国家公安委員会の所管する法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年愛知県警察本部告示第2号）は、令和8年5月20日限り廃止する。

令和8年5月19日

愛知県警察本部長 佐藤 隆 司

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和8年5月19日

愛知県知事 大村 秀 章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県総務局総務部市町村課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥随意契約の理由

①住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
②令和8年4月1日 ③東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 ④82,442,610円 ⑤随意契約 ⑥政令第11条第1項第1号該当

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区定款の変更を令和8年5月19日認可した。

令和8年5月19日

愛知県知事 大村 秀 章

藤高土地改良区定款
福田悪水土地改良区定款
茶屋後土地改良区定款
上条用水土地改良区定款
海東土地改良区定款
西福田土地改良区定款

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）の規定に違反する次の行為について、船舶（別表に掲げる船舶をいう。以下同じ。）の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者その他の法第75条第1項の規定により河川管理者が措置を命ずべき者（以下「所有者等」という。）を確認することができないので、同条第3項後段の規定に基づき、令和8年6月18日までに、次の措置を行うべきことを公告する。

なお、所有者等が期限までに措置を行わないときは、愛知県知事又はその命じた者若しくは委任した者が措置を行い、当該措置に要した費用は、法第75条第9項の規定により、所有者等の負担となる。

令和8年5月19日

愛知県知事 大村 秀 章

- 違反行為の内容
二級河川山王川水系山王川の河川区域内の土地において、法第24条の規定に違反して、船舶を放置していること。
- 措置の内容
船舶を河川区域外に除却すること。
- 問合せ先
愛知県知多建設事務所維持管理課管理第二グループ
半田市瑞穂町2丁目2-1
電話（0569）21-9075
- 関係図書の閲覧場所